

議会だより 38号 編集 議会運営委員会

議会からのお知らせ

平成21年第2回定例会は、6月18日に招集され会期を2日間と決め町長の行政報告の後1名の議員が一般質問を行いました。

また、承認1件、議案2件、報告2件、諮問1件の審議を行い、全て原案のとおり可決し会期を1日残して閉会しました。なお、審議された議案の主な内容は、次のとおりです。

◎承認

△平成21年度鹿部町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算専決処分報告の承認について



地方自治法の規定により5月29日付けで専決処分したものです。

内容は、平成20年度の単年度収支において、3千7百60万円の黒字決算となしたこと、平成19年度までの累積赤字6千6百71万5千円から平成20年度の黒字額を差し引いた2千9百10万9千円が年度末の決算見込みにおいて歳入不足となることから、前年度繰上充用金として追加措置したものです。

これにより平成21年度の歳入歳出予算総額は、8億2千9百10万9千円となりました。

◎補正予算

△平成21年度鹿部町一般会計補正予算について

歳入歳出それぞれ5百73万1千円を追加し、予算総額25億4千百73万1千円となりました。

内容は、渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙費2百41万1千円の追加、新型コロナウイルス感染症予防対策として、マスク・消毒薬品等の感染防護用品の購入で百30万6千円の追加が主なものです。

△平成21年度鹿部町後期高齢者医療特別会計補正予算について

補正予算の内容は歳出のみの補正で、後期高齢者医療保険料の過誤納還付金にかかると、死亡や転出などにより、保険料額に変更が生じた場合、その差額を還付するものです。

当該年度に判明したもののについては、当該年度の歳入から還付することになつておりますが、年度末など会計年度をまたぐものにつ

いては、広域連合との事務手続き上、翌年度に徴収した保険料を広域連合に支払うときに調整するものです。

◎報告

△平成20年度鹿部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

平成20年度の歳出予算の経費を翌年度に繰越するものです。



繰越された経費は、国の第2次補正予算に係る地域活性化・生活対策臨時交付金に係る事業で、大岩地域会館駐車場舗装事業2千3百51万2千円、学校給食センター排水処理槽整備事業4千6百55万2千円が主なもの、地方自治法施行令第146条第2項の規定に

より議会に報告したものです。

△平成20年度鹿部町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について

平成20年度鹿部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告と同様に、鹿部・大岩地区老朽管布設替工事費5千8百24万4千円を翌年度の水道事業会計に繰越したものです。

◎諮問

△人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の方を推薦することをご適任と認め異議がない旨、回答しました。

氏名 鈴木 昌志 氏
住所 Ⅱ字宮浜285番地11

【以上6件、原案どおり可決】



一般質問

■学校支援活動の実施について

(質問者)

朝井 翔二 議員



学校支援活動についてお尋ねをいたします。

学校基本法が改正されまして、学校教育について、地域の人たちも一緒になって子供たちの教育に力を尽くし、協力しようという趣旨になっております。

鹿部町でもこの本年2月に、「学校支援本部制度」が

取り上げられました。

先生方が教育活動に専念して頂くために住民の協力が欠かせないだろうと思います。

パンフレットが出ておりますが、これによると先ずボランティアの研修を行い、その後、支援活動を開始するということになっておりますが、まだその連絡、案内もないようです。

そこでお尋ねしたいんですが、1点目はボランティアの応募状況ですね、この制度に対してどの程度の応募があったのか、それからこれを進めるために先ず学校現場から要望を公民館にあるコーディネーターに持って行って、そこからボランティアを公募する、ボランティアに声をかけるという方法がとられるようですね。お尋ねしたい第2点はどんな援助を期待しておられるのか、どのようなお考えでこの事業を続けるお積りなのか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

■現在ボランティアは、個人が25人、団体が3団体登録となっております。

学校からの要請に応えるため連携強化を図り、教員が学習指導に力を注ぐことができる学校環境づくりを目指してこの学校支援ボランティア事業を推進して参りたいと考えております。

(答弁者)

山田 豊司 教育長

朝井議員の質問にお答えします。

学校支援地域本部は、文部科学省の委託事業として平成20年度から実施されており、事業の目的としては、学校を支援するため、学校が必要とする活動について、地域の方々をボランティアとして派遣するもので、地域につくられた学校の応援的な組織であります。

先ず、ご質問の現在のボランティアの応募状況でございますが、昨年の12月に鹿部町学校支援本部実行委員会を設置しまして、町民の中からボランティアとして協力できる方を募集しましたところ、現在、個人が25人、団体が3団体の登録

となっております。ボランティアの内訳でございますが、支援項目が重複する方もございますが、学校の環境美化のための作業的な支援が10人、部活動の支援が1人、登下校の安全指導支援が2人と2団体、学校での学習に係る教科の支援が9人、実技の支援が9人、道徳・読書・体験活動の支援が3人と1団体、その他の授業支援が3人、以上が応募によるボランティア登録状況でございます。

次に、ご質問の2点目今後の事業の見通し等でございますが、支援事業の実施にあたっては、ご案内のとおり学校から支援本部に対して要望のあった事項を本部配置のコーディネーターが登録ボランティアに対し活動内容等について依頼し、打合せ調整を行った上で、要望された事業に派遣を行うものであります。

このような中で、ボランティア派遣事業の最初の事業として、去る6月3日に小学校運動会に向けた学校敷地内の環境美化活動への要望があり3名の登録ボランティアによって支援協力が行われました。

更に、一昨日の16日、学校から水泳指導に対するボランティアの派遣要請が急遽あり実施について心配も致しましたが、学校、コーディネーター、ボランティア登録者との調整が順調に進み、ボランティア支援が行われております。

教育委員会といたしましては、今後も更に学校からの要請に応えるため連携強化を図り、本事業がめざしている地域住民がボランティア協力を通じて学校の教育活動に関わるることによって、地域の絆づくり、教育力の向上、更には、教員が学習指導に力を注ぐことができる学校環境づくりを目指してこの学校支援ボランティア事業を推進して参りたいと考えております。以上、朝井議員の質問に対する答弁といたします。

■再質問の要約

(質問者)

朝井 翔二 議員

学校支援制度が一步ずつ進み出していると言うことは、とても良いことだと思いますが、私はボランティアと言うものを便利屋的扱いをするべきではないと考えております。

確かにボランティアと言
うのは費用もかかりませ
んし、必要なことを必要
なようにやってくれます
ので、その点では便利
なんです。私はボラン
ティアと言うのは、自
ら考えてやっていく
のが、とても大事な
ことではないかと思
っております。

そういう意味では一
緒になつて学校の問
題点、どうしたら良
いか、どういう援助
が考えられるか一
緒に考えるような機
会を設けて、もう少
しボランティアとい
うのを主体的に動
けるようなシステム
に出来ないか考
えておりますが、如
何でしょうか。

■再答弁の要約。

(答弁者)
山田 豊司 教育長

朝井議員から一
緒にボランティア
を受ける側と進
めるのが良いの
ではないかと
言う様なこと
ですが、私も
当然そのよう
に思っており
ます。

ただご承知のと
おり学校支援
本部は、スタ
ートしたば
かりでござ
います。その
ようなこと
で、この学
校支援のボ
ランティア活
動が進んだ
段階で、そ
この中でボ
ランティア
の方、コー
ディ

ネーター、それから我
々もまた学校と
も含めて話し
合ひをして、更
に学校支援の
ボランティア活
動を推進して
行きたいと思
っております。

■町関連施設内での禁 (分)煙の実施につ いて

(質問者)
朝井 翔二 議員



町関連施設内での禁
(分)煙の実施につ
いてお聞きし
ます。

町は、町民の健康維持
のために様々な研
修や検診等を
多数行っており
ます。町民健康
維持のために大
事な事だと思ひ
ますが、これか
ら是非続けて
欲しいと思ひ
ますが、もう
ひとつ付け
加えて頂きたい
のが、禁煙、

分煙です。

喫煙が非常に体にと
つて良くないとい
うのは言われ
ております。た
ばこの横にも
書かれており
ます。

受動喫煙がそれ以上
大きいことは明
らかになつて
おります。現
に飛行機の
国際便でも完
全に禁煙され
ております。

これは世界的な常識
と言つても良い
と思ひますが、
まだまだ町で
は不徹底だと
私は感じます。
そこでお尋
ねしたいん
ですが、町
関連施設内
での禁(分)
煙の実態は
どうなつて
おりますで
しょうか。そ
れから分煙
や禁煙につ
いての町長
の見解を伺
います。

健康増進法の基本方針
に基づき、改めて取り
組まなければなら
ない課題である
ので、行政が
行う各種会議
中は禁煙とし
よう各課に指
示するとともに
役場を利用す
る各種団体等
についても協
力を求めて
行きたいと考
へております。

(答弁者)
川村 茂 町長

町関連施設内での禁
煙、分煙の実
態はどうな
のかと、禁
煙、分煙に
ついての町
長

の見解をお聞き
したいとの
2点であり
ます。

喫煙は、健康に障
りがあることは
議員ご指摘の
とおりであり
まして、公共
の場での禁煙
は常識となつ
ております。

また、受動喫煙防
止のための健
康増進法が平
成15年5月1
日から施行さ
れております。

この法律は、国民
の健康の増進
の重要性が著
しく増大して
いることに鑑
み、国民の健
康の増進の総
合的な推進を
図ることを目
的として、第
25条において
、学校、体育
館、集会場、
官公庁施設な
ど、多数の者
が利用する施
設を管理する
者は、これを
利用する者
室内又はこれ
に準ずる環境
において、他
人のたばこの
煙を吸わされ
ること、つま
り受動喫煙を
防止するため
に必要な措置
を講ずるよう
に努めなければ
ならないと努
力規定がなさ
れております。

この法律は、今
まで曖昧だ
った受動喫煙
の被害の責任
を、たばこを
吸う人ではな
く、その場所
を管理する事
業主としたも
のでありま

す。

当町の公共施設
の禁煙、分煙
の取組につ
いては、総合
体育館と町
民プールに
ついては、全
館禁煙とな
つております。

いこいの湯につ
いては、分
煙室を設け
、小学校、中
学校につ
いては、喫
煙場所を別
室に設けて
おります。

役場につ
きましては、
2階に1機
分煙機を設
置してござ
います。1
階事務室は
禁煙として
おり、たば
こを吸う職
員は、裏口
で喫煙とい
うことと
ございます。

中央公民館につ
きましては、
ロビーに1
機分煙機が
設置され、
ホールや議
事所は禁煙
としてござ
います。そ
の他、本別
中央会館や
大岩地域会
館等の公共
施設やパー
クゴルフ場
は喫煙がな
されていま
す。

2点目の禁煙、
分煙に向
けての町長
の見解をお
伺ひしたい
ということ
でありま
すが、私も
喫煙者の一
人でありま
すが、分煙
の関係につ
いては、昨
年9月の決
算委員会に
ついて、分
煙室の設置
の質問がな
されたわけ
でありま
すが、現在
のご時世
からして、
分煙室・喫
煙

室を庁舎内に設けることが住民ニーズからして理解されることなのか検討を要することであると回答しております。たばこの害は喫煙している本人だけでなく、その煙を吸わされている周囲の人にも、間接喫煙の影響は若年者に最も強く表れ、直接的・間接的に喫煙により病気発症のリスクが増大する危険性にあることから、受動喫煙の被害の責任を、たばこを吸う人ではなく、その場所を管理する事業主とされたことや、健康増進法の基本方針に基づき、生活習慣病対策について改めて取り組まなければならない課題であると考えております。具体的には行政が行う各種会議中は禁煙とするよう各課に指示するとともに役場を利用する各種団体等についても協力を求めていると考えておりますのでご理解を願いたいと思います。以上で終わります。

■再質問の要約。

(質問者)

朝井 翔二 議員

分煙や禁煙は、とても簡単な事だと思います。

健康増進法では、管理者にその責任が委ねられてお

ります。管理者の姿勢次第だと思います。

禁煙は厳しいかもしれませんが、少なくとも分煙というものを徹底すべきで、部屋の隅だから良いだろうと言う事ではだめだろうと思います。

徹底するためにはそれなりの覚悟があるだろうと思うんですが如何でしょうか。

■再答弁の要約。

(答弁者)

川村 茂 町長

公共施設内で禁煙を実施しようということであれば朝井議員ご指摘のとおり簡単だと私も思っています。この件につきまして、実際に私も悩んでいることでございまして、何かきつかけということもございまして、ので庁舎内、職員に全公共施設の喫煙について検討をさせ、出来るだけ早い時期にこの結論を出したいと思っておりますのでご理解を願いたいと思います。

※再質問、再答弁については、要約しております。

第3回臨時会

第3回臨時会は、4月28日に開催され、次の事項について審議されました。

◎補正予算

△平成20年度鹿部町一般会計補正予算専決処分報告の承認について

地方自治法の規定により3月31日付けで専決処分したものです。

内容は、歳入で、特別交付税が、予算措置額を超えた額で決定されたことに伴う追加と、国庫補助金において、定額給付金事業に係る対象世帯数等の確定に伴う減額が主なものです。

◎条例

△鹿部町税条例等の一部を改正する条例の制定について

内容は、地方税法の一部を改正する法律が、平成21年3月27日に可決成立し、3月31日付で法律第9号として公布されたことから、鹿部町税条例においても関係する条項の一部を改正したものです。

△鹿部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

鹿部町税条例等の一部を改正する条例の制定と同様に地方税法の改正に伴い鹿部町国民健康保険税条例においても関係する条項の一部を改正したものです。

【以上3件、原案どおり可決】

第4回臨時会

第4回臨時会は、5月27日に開催され、次の事項について審議されました。

◎条例

△鹿部町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

内容は、人事院で国家公務員の6月に支給する手当を0.2ヶ月分カットする臨時勧告がなされたことから、この勧告に基づき6月期の特別職と教育長の期末手当及び一般職員の期末・勤勉手当の支給率を引き下げる改正を行なったものです。

【以上1件、原案どおり可決】

議会を傍聴して見ませんか。

次回の定例会は、9月中旬に開催される予定です。

～傍聴手続きは簡単です。～

傍聴席の入り口にある傍聴人名簿に住所と氏名を記入するだけです。

委員会の活動

総務経済常任委員会 所管事務調査

◇構成委員

委員長 中川 一
副委員長 川村 裕司
委員 伊藤 辰男
委員 佐藤 頼幸
委員 竹ヶ原公勝

◇調査事項

各漁港及び間歇泉公園・
漁業系廃棄物処理リサイク
ル施設の現況について

◇調査実施日

平成21年5月11日

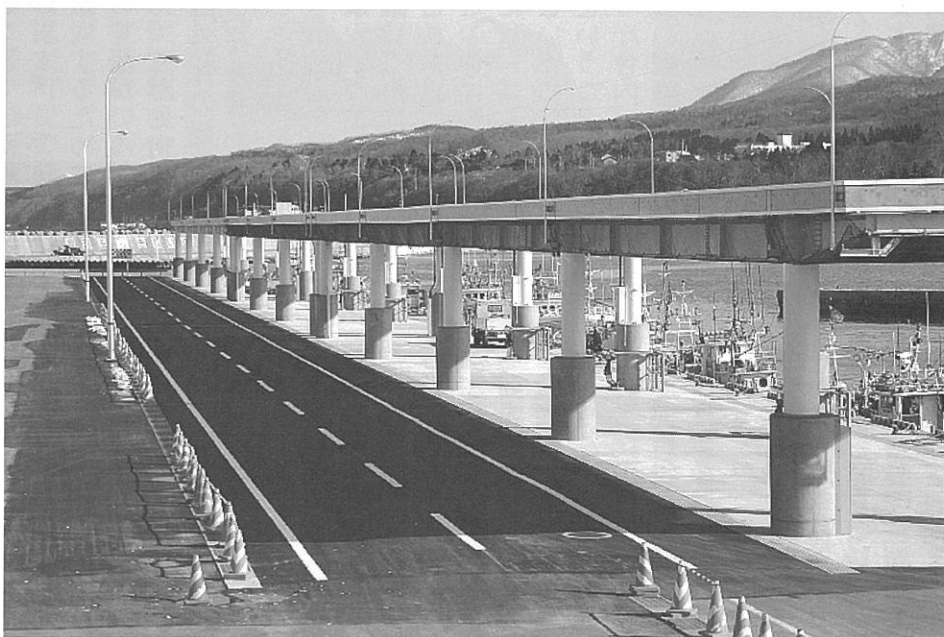
◇調査方法

現地調査を実施し、担当
課から説明を受け、提出の
あった資料に基づき調査を
実施した。

◇調査結果

鹿部漁港は、平成25年の
完成を目指し天蓋施設、取
排水処理施設等の整備事業
が着々と進められている。

水揚げされた魚介類が衛
生管理の行き届いた安全で
安心な漁獲物として供給で
きるハサップ(HACCP)
対応を視野に入れた環境・
衛生管理型漁港を目指して



おり、今年度は、係留施設
／西護岸取排水施設整備、
輸送施設／西護岸道路(改
良)84・1m、用地／西護
岸養殖作業用地(改良)2
10㎡、浄化施設／汚泥浚

渫(調査)1000㎡の工事
が実施されている。
本別漁港は、広域水産物
供給基盤整備事業として平
成22年度の完成に向け工事
が進められおり、今年度は

係留施設／マイナス3.0m岸
壁(新設)177.2m、
マイナス2.0m物揚場(新設)
115.0m、輸送施設／
道路(新設)232.2m、
水域施設／マイナス3.0m、
泊地19,700㎡(30,
000㎡)、外郭施設／東
護岸(改良)構造・実施設
計一式、西護岸(新設)10,
000㎡の工事が進められてい
る。

平成21年度の両漁港に係
る総事業費は、6億6千5
百万円で町の負担は概算で
7千53万円となっている。
水揚げされた魚介類の鮮
度の保持や安心・安全ブラ
ンドの確立により、付加価
値を高めた商品として流通
し、漁家世帯の所得増加に
つながることを期待するも
のである。

しかべ間歇泉公園の入園
者数は、平成20年度実績で
46,743名、入園料は
1千2百34万円となり、前
年度と比較すると入込数で
4,632名の減、入園料
で百64万1千円の減収とな
っている。

入込客が年々減少傾向に
あることから、町では観光
鹿部全般を再点検し、新た
な計画づくりのため、町・

商工会・漁組職員による検
討委員会を昨年立上げ協議
を実施している。また、有
識者による観光振興につい
ての講演会等も計画されて
いる。

これらで協議された結果
に基づき進められる整備計
画が将来にわたる鹿部町の
観光と産業の基盤整備につ
ながるものと思われること
から、関係団体等から知恵
を結集し、積極的な協議が
されるよう配慮願いたい。
また、海と温泉を有効活
用し、それらの食・自然環
境等を生かした整備事業が
早期に推進されることを望
むものである。

漁業系廃棄物リサイクル
施設は、ホタテ付着物等の
水産系有機副産物を副資材
と混合し、高速発酵処理し
た後、堆肥化する施設で、
年間の基準処理量は5,6
00トン(漁業者分4,5
00トン、加工業者分1,
100トン)である。

平成19年12月から平成20
年11月までの処理実績は6,
330トンとなっており、
当初計画した基準処理能力
を超えている。これはホタ
テ付着物が年々増加してい
るものと思われる。

平成20年12月から平成21年4月の中途実績においても昨年の実績を上回る8,381トンが搬入されている。このことから漁業者自らがホタテ付着物の減量対策を考えなければならぬ時期であると推察する。

ホタテの水揚げ時期は、一時的に大量の付着物が搬入されていることから一次処理施設内では、大量の水蒸気によって高温多湿となり、腐食原因物質が発生し、トタン屋根のねじ穴や鉄骨の酸化が著しく進んでいるものと思われる。

4月30日の強風により、一次処理施設の屋根が破損したことからの応急処置を実施している。

施設の延命及び安全面の確保から屋根の改修工事を実施する予定となっているが、適切な時期に維持補修を実施しなければ、損耗を早め一時的に多額の経費を要する結果となる。

指定管理者制度により、管理運営を行っている漁業協同組合と今回の改修に対する負担割合や今後の維持補修並びに譲渡後の措置方法も含め、早期に協議・検討される事を望むものである。

民生文教常任委員会 所管事務調査

◇構成委員

委員長	浦 梅吉
副委員長	船橋 敦子
委員	盛田 鐵次
委員	朝井 翔二
委員	野田 重毅

◇調査事項

学童保育について

◇調査実施日

平成21年5月13日

◇調査方法

担当課より説明を受け、資料に基づき調査を実施した。

◇調査結果

学童保育（放課後児童クラブ）は、共働きの家庭など留守家庭の児童に対し、保護者に代わって指導員が児童館や学校の余裕教室、公民館等で放課後や長期休暇中、宿題や遊び等をして保護者が仕事を終え帰宅するまでの時間を過ごす。また、複数の学年による児童の集団生活であることから大まかな時間割と役割、規則があり、例として宿題・遊び・休息・掃除などの保育を指導員が行う。

これらの事業は、平成9年の児童福祉法改正により

法制化され、実施については市町村の努力義務として規定されている。

施設の設置及び運営の形態は、公設公営、公設民営、民設民営等さまざまであるが、近隣市町村の状況は、函館市39施設、北斗市10施設、七飯町4施設、八雲町2施設、木古内町2施設、福島町1施設である。

渡島管内においては、当町も含め、長万部町、森町、知内町、松前町の5町が未設置となっている。

学童保育事業は、公共・民間の設置運営に対し国・道からの補助制度が設けられているが、対象児童及び保育児童数、規模、開所日数・時間、施設設備などが一定の基準に達しなければ

補助対象とならない。

町では、共働き家庭の増加と核家族化の進行により、いわゆる「カギっ子」が増加傾向にあることから、利用者を対象としてニーズ調査を実施する予定となっているが、調査票の作成にあたっては、学童保育制度を簡単に理解できるように配慮願いたい。また、調査の結果において学童保育事業を実施する計画となっているが、子供たちが入所して快適な生活を送ることができ、親も仕事を安心して続けられるような学童保育施設が開設されることを望むものである。

◇編集 議会運営委員会

委員長	盛田 鐵次
副委員長	船橋 敦子
委員	浦 梅吉
委員	佐藤 頼幸

